

令和6年3月19日

面会制限の緩和について

患者さんや患者家族の方における利便性向上の観点から、新型コロナウイルス感染症の全国及び地域の感染状況を踏まえ、面会制限(面会時間)を令和6年4月1日から次の通りさらに緩和します。

引き続き体調の優れない方は面会をご遠慮いただくこと、患者さん及び来院者の感染を予防する為、院内では引き続きマスク着用をお願いいたします。

○面会時間

13時～17時、原則10分以内／日、週2回程度まで



13時～17時、原則30分以内／日、平日土日祝日面会可

※面会可能者はこれまでどおり、15歳以上の家族2名まで

関門医療センター院長